

一人一人の良さを伸ばし、可能性を引き出す



令和5年度 陸別中学校の教育



学校教育目標 自立・挑戦・友愛

【子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進】

- (1) 未来社会を担うための資質・能力をはぐくむ
 - ・ 検証改善サイクルによる教育活動
 - ・ タブレット等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」
 - ・ SDGs、ESDを核に据えた体験的学習や問題解決的学習
- (2) 健康でたくましい体をつくる
 - ・ 感染症対策や健康教育の推進
 - ・ 新体力テストを活用した授業改善と体力向上の取組
- (3) 豊かな人間性をはぐくむ
 - ・ 自己肯定感の育成
 - ・ 体験や講話による多様性への理解
 - ・ 読書に親しむ機会の確保

【学びの機会を保障し質を高める環境の確立】

- (1) 安心して過ごせる居場所づくり
 - ・ いじめへの組織的な取組と生徒が主体的に考える場の設定
 - ・ 不安定な生徒への支援と学びの機会の確保
 - ・ 実践的訓練等による安全教育の充実
- (2) 信頼される学校づくり
 - ・ 教職員の資質能力の向上と不祥事の未然防止
 - ・ 働き方改革と学校運営体制の充実
 - ・ 家庭や地域との双方向関係の構築（学校評価、情報発信）

【地域と歩む持続可能な教育の実現】

- (1) 連携による子どもの学びへの支援
 - ・ 小中一貫による切れ目のない学びの場の充実
 - ・ 学習習慣、生活習慣の確立に向けた家庭や地域との連携
 - ・ コミュニティ・スクールを要とした地域からの支援の拡充
 - ・ 部活動の地域移行に向けた取組の検討
- (2) 地域のヒト・モノ・コトを活用した教育の推進
 - ・ 各種施設を活用した歴史・文化・芸術・科学に接する機会の充実
 - ・ ふるさと教育「陸別ふるさと科」、キャリア教育の推進

＜小中一貫でめざす中学校3年生像＞

町ぐるみで育む きらりと光る りくべつの子

～町への誇りと温かなところを持った子～

令和5年度 陸別中学校 学校経営方針

1 はじめに

学校は、子どもたち一人一人の可能性を開花させ、未来を切り拓く力を育む場である。

現代は将来の予測が困難な時代であり、人口減少・少子高齢化、AIやICTなどの技術革新、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、新型コロナウイルス感染拡大の影響、さらにロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化など、社会は劇的に変化している。

このような中であって、未来を担う子どもたちには、様々な社会の変化に対して主体的に向き合い、多様な他者と協働しながら課題や困難を乗り越え、自ら人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手としての必要な資質や能力を身に付けさせることが学校の役割と考える。

2 学校経営の基本方針

- (1) 学習指導要領、中央教育審議会各種答申、十勝管内教育推進の重点、陸別町教育行政執行方針を踏まえ、今年度の本校の重点目標を設定しその実現を目指す。
- (2) 「子どもたちに必要な資質能力やその育成方法」を地域と共有し、手を携えて教育活動の充実（社会に開かれた教育課程の実現）を図る。
- (3) 子どもたちにとって最大の教育資源である教職員一人一人が指導力を磨き、それを結集した組織体「チーム陸中」が重点目標の達成を目指す。

3 学校教育目標： 自立 挑戦 友愛

4 小中一貫でめざす中学校3年生像

町ぐるみで育む きらりと光る りくべつ子ども
～町への誇りと、温かなところを持った子～

5 子どもたちに育成したい資質能力

- ＊自己肯定感
- ・コミュニケーション力
- ・学力
- ・ふるさとへの愛着と誇り

6 重点目標 『子どもたち一人一人の良さを伸ばし、可能性を引き出す』

7 重点目標の達成に向けて

【子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進】

(1) 未来社会を担うための資質・能力をはぐくむ

- ・検証改善サイクルによる教育活動の改善
- ・タブレット等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実
- ・SDGs、ESDを核に据えた体験的学習や問題解決的学習の推進

(2) 健康でたくましい体をつくる

- ・感染症対策や健康教育の推進
- ・新体力テストを活用した授業改善と体力向上の取組の推進

(3) 豊かな人間性をはぐくむ

- ・自己肯定感の育成
- ・体験や講話による多様性への理解
- ・読書に親しむ機会の確保

【学びの機会を保障し質を高める環境の確立】

(1) 安心して過ごせる居場所づくり

- いじめへの組織的な取組と生徒が主体的に考える場の設定
- 不安定な生徒への支援と学びの機会の確保
- 実践的訓練等による安全教育の充実

(2) 信頼される学校をつくり

- 教職員の資質能力の向上と不祥事の未然防止
- 働き方改革と学校運営体制の充実
- 家庭や地域との双方向関係の構築（学校評価、情報発信）

【地域と歩む持続可能な教育の実現】

(1) 連携による子どもの学びへの支援

- 小中一貫による切れ目のない学びの場の充実
- 学習習慣、生活習慣の確立に向けた家庭や地域との連携
- コミュニティ・スクールを要とした地域からの支援の拡充
- 部活動の地域移行に向けた取組の検討

(2) 地域のヒト・モノ・コトを活用した学校教育の推進

- 各種施設を活用した歴史・文化・芸術・科学に接する機会の充実
- ふるさと教育「陸別ふるさと科」、キャリア教育の推進

陸別中学校いじめ防止基本方針

陸別町立陸別中学校

1 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

- 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織

- (1) 名 称 : 陸別中学校いじめ防止対策委員会（特別委員会）
- (2) 構成員 : 教頭，生徒指導部，養護教諭，PTA三役
- (3) 会 議 : 4月（計画会議），3月（反省会議），1，2学期末，その他必要に応じて開催する。
PTA三役については，4月，3月，その他必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 : 校内体制における「いじめ対応チーム」は，次のとおりとする。
教頭，生徒指導主事，生徒指導部，当該学年主任，学級担任，養護教諭
（場合によって，教科担任や部活動顧問も担当者とする）

4 いじめ発見と防止のための取組

- (1) いじめアンケートの実施
いじめの早期発見のために，6月，11月にいじめアンケートを実施する。
- (2) 教育相談体制の整備
いじめアンケートの実施後等，状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画，情報分析や対応策策定については，生徒指導部が主体となって行う。
- (3) いじめは，「どの学校にも，どの学級にも，どの生徒にも起こりうる」という強い自覚をもって対処する。
- (4) 生徒観察による情報収集
学年所属職員や教科担任・養護教諭等・常に情報収集を心がけ，気になる言動を発見した場合は，生徒指導部に報告する。生徒指導主事はその内容を勘案し，管理職への報告と相談を行う。
- (5) 必要に応じて家庭訪問等を実施し，保護者からの情報収集に努める。

(6) 生徒会主体によるいじめ防止プログラムの展開

いじめ防止テーマやいじめ防止強化期間の設定・いじめ防止会議の開催等、生徒の主体的な取組を促す積極的な活動を推進する。

(陸別中学校いじめ根絶スローガン)

勇気・仁愛・尊重

～いじめから大切な仲間の笑顔を守るために～ (平成21年11月20日制定)

(7) いじめ問題への対応を確実なものとするため、「様子を見る」というような消極的な対応策を払拭する。

(8) i-check などの組織的活用を推進する。

5 いじめ発見後の適切な対応

(1) いじめられた生徒やその保護者の立場に立った対応を心がけ、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。平行して、町教育委員会への報告と相談を行う。

(2) 校内チームの役割を明確にする。

・事情聴取、整理、分析、まとめ ・対応策の検討 ・教職員の意思形成、調整

(3) スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。

(4) チームとして立案した解決策にそって、継続的な指導を実施する。

・被害生徒への面談 ・加害生徒への指導 ・事実を認識していた生徒への指導
・被害・加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
・教育相談体制の強化 ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）

(5) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。

(6) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。

6 いじめ防止のための研修の充実

(1) いじめの早期発見、対処方法の習得を目的とした「生徒指導交流会」を年2回（6，11月）開催する。

(2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の内部提供に努める。

(3) 指導力向上により生徒理解を深めるため、ミドルリーダーや管理職からの情報提供の機会を充実させる。

(4) 専門的知識を有する関係者からの研修を受け、組織の充実を図る。

7 全領域における連携の重視

(1) 各教科

それぞれの教科においては、生徒指導の機能を生かした取組を基盤とするとともに、言語活動や各種授業形態による活動をとおして他と適切にかかわる能力を高め、いじめの芽を早期に摘み取るよう努力する。

(2) 道徳

道徳の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追求することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深め・豊かな体験をとおして内面を鍛える。

(3) 特別活動

学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動をとおして、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図り、いじめ防止に寄与する。特に、人とかかわりの中での失敗体験を大切にすることで個性を伸ばし、自他を認める心をはぐくむ。

(4) 総合的な学習の時間

特に、キャリア教育における体験活動と言語活動、探求活動を充実させ、将来の目標を考えたり社会の中の多くの人とかかわる中で、社会的視野を広げ他者理解を深めさせる。

8. いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、P D C Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針はホームページで公開するとともに、必要に応じて対応状況について説明する機会を設定し、説明責任・結果責任を果たす。

10 いじめ対策年間プログラム

4月	「いじめ対応」についての保護者への説明（参観日・PTA総会） いじめ対策委員会①
5月	いじめの学級指導，i-check の実施（1回目）
6月	いじめアンケートNo1，「いじめ対応状況」・説明（各学年PTA研修会）・個人面談
7月	いじめ対策委員会②
8月	
9月	いじめ防止指導強化月間 i-check の実施（2回目）
10月	いじめアンケートNo2，教育相談週間，学校評価（自己評価）
11月	「いじめ対応状況」説明（各学年PTA研修会，一学校だより） 全校による・「いじめ標語」の取組
12月	いじめ対策委員会③
1月	
2月	
3月	いじめ対策委員会④

※学級における「適切な人間関係づくり」は年間をとおして実施

11 いじめチェックリスト

- いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- いじめへの対処方針を家庭や地域に向けて公表するとともに、懇談、研修会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設定している。
- いじめ対応についての校内研修を実施している。
- いじめの実態を把握するために、年間2回以上のアンケート調査や、定期的な個別面談を実施している。
- 生徒がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。
- 「ネット上のいじめ」への対応として、指名生徒からの情報収集等具体策を実施している。